

大阪観光大学学則

2025 年（令和 7 年）2 月 19 日改正

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

（目 的）

第 1 条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、国際社会に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。

（観光学部の目的）

第 1 条の 2 第 3 条に定める観光学部は、観光学に関する学際的諸分野の教育・研究を通じて、観光学に関する総合的理解の促進と応用的能力を学修することにより、観光関連産業等に従事する有能な人材の育成、および学際的諸研究を通じ観光学の理論構築を目的とする。

（国際交流学部の目的）

第 1 条の 3 第 3 条に定める国際交流学部は、日本学に関する諸分野の教育・研究と発信ツールとしての高度な英語力の涵養を基礎に置き、地球益を重んじる課題解決能力を備えた有為の人間「和魂地球人」を育成し、併せて文化の固有性と普遍性をめぐる研究の推進により交流学理論の構築を行うことを目的とする。

（自己点検・評価）

第 2 条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら自己点検及び評価を行い、その改善・充実に努めるものとする。

2 前項の自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第 2 節 組 織

（学 部）

第 3 条 本学に、次の学部及び学科を置く。

観光学部 観光学科

国際交流学部 国際交流学科

2 前項の学部及び学科の定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		入学定員	3 年 次 編入学定員	総 定 員
観 光 学 部	観 光 学 科	130 名	15 名	550 名
国 際 交 流 学 部	国 際 交 流 学 科	60 名	5 名	250 名

（付属機関）

第 4 条 本学に、次の付属機関を置く。

（1）図書館

（2）観光学研究教育センター

（3）別科

第3節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年は、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和22年法律第178号）

(3) 夏期休業 8月1日から9月30日まで

(4) 冬期休業 12月22日から翌年1月10日まで

(5) 春期休業 3月15日から3月31日まで

2 学長が、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第9条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学、編入学、転入学、再入学、転学、転部・転科、休学、復学、退学、除籍、復籍及び留学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満た

すものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
(入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の入学者の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・転入学・再入学)

第15条 次の各号の一つに該当する者で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者及び学校教育法第132条に定める専修学校の専門課程修了者

(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し卒業した者

(4) その他学長が認めた者

2 前項の規定により入学を許可された者の当該入学以前の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いは、学長が決定する。

(転学)

第16条 学生が他の大学への入学又は転学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(転部・転科)

第16条の2 学生が本学の他の学部・学科に転部・転科を志願しようとするときは、選考の上、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 疾病その他特別の理由により2か月以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため就学することが適当でないと認められる者は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

5 休学期間は、第9条の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍、復籍)

第20条 次の各号の一つに該当する者があるときは、学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第9条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第17条第4項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

2 第1項(1)により除籍になった者が復籍を希望する場合は、所定の復籍料を納付し、学長が復籍を許可する。

(留学)

第21条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第33条に規定する在学期間を含めることができる。

3 第26条の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

4 留学に関する必要事項は、別途定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(観光学部の授業科目)

第22条 観光学部の授業科目は、21世紀スキル(世界市民力)養成科目、楽しむ力(旅人力)養成科目、生きぬく力(観光職業力)養成科目、資格関連科目、自由科目とし、別表1のとおりとする。

(国際交流学部の授業科目)

第22条の2 国際交流学部の授業科目は、アーツ&サイエンス群、グローバル・コミュニケーション群、スタジオ群、ビジネス&プラクティス群、特別科目とし、別表1-2のとおりとする。

(教職課程科目)

第22条の3 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定により、本学卒業後、中学校又は高等学校の教育職員免許状を得ようとする者のために教職課程を置く。

2 本学において、教職課程の履修により授与資格を取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	教科
観光学部	観光学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史 商業

3 教職課程における科目及び単位については、別表1-3のとおりとする。

4 教育職員免許状を取得しようとする者は、本学の卒業要件を満たし、教育職員免許法に定める

所定の単位を修得しなければならない。

5 教職課程に関する必要事項は、別途定める。

(授業日数)

第 23 条 1 年間の授業は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

(単位計算方式)

第 24 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で各学部等が定める授業の時間をもって 1 単位として計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部等が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(単位の授与)

第 25 条 授業科目を履修しその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所でも履修させることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 26 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設における学修)

第 27 条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 28 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものは、合わせて 60 単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第 29 条 本学学生で、第 26 条及び第 27 条に規定する大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した授業科目及びその単位の取扱い)

第 30 条 本学以外で修得した授業科目及びその単位の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

(成 績)

第31条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評価をもって表わし、S、A、B、Cを合格とする。

(履修方法等)

第32条 この節に規定するもののほか、履修方法等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第4節 卒業及び学位

(卒 業)

第33条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、所定の単位を修得した者は、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第34条 学長は、卒業を認定した者に、学士の学位を授与する。

第5節 賞 罰

(表 彰)

第35条 学生として表彰に価する業績又は行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第36条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

(プロベーション)

第37条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者で、停学、訓告の懲戒処分を受けた者、あるいは前期内容に該当する者ではあるが懲戒処分には至らない者に対して、学長は指導及び改善のための猶予期間としてプロベーションを課すことがある。

第6節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生・別科生

(研究生)

第38条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第39条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障の

ない場合に限り、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することがある。

(外国人留学生・別科生)

第40条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人で、別科において日本語教育を受ける目的をもって入国し、別科に入学を志願する者があるときは、選考の上、別科長は、別科生として入学を許可することがある。

(細 則)

第41条 研究生、科目等履修生及び外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第7節 学 費 等

(学費の金額)

第42条 入学検定料、入学料及び授業料等学費の額及び納付時期は、別表2のとおりとする。

(学費の納付)

第43条 学費は、別表2に規定する所定の期日までに納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の学費)

第44条 前期又は後期途中で退学した者又は停学された者の該当学期分の学費（入学料を除く）は、徴収する。

(休学の場合の学費)

第45条 休学を許可され又は命ぜられた者は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの学費（入学料を除く）を免除する。ただし、その期間については別に定める在籍料を納付しなければならない。

(復学の場合の学費)

第46条 前期又は後期途中で復学した者は、復学した月から当該学期末までの学費（入学料を除く）を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第47条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの学費（入学料を除く）を納付するものとする。

(学費の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由によって、学費の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他止むを得ない事情がある場合は、学費の全部若しくは一部を免除し、又は猶予することができる。

2 学費の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(既納の学費の取扱い)

第49条 既納の検定料、入学料及び授業料等の学費は、一切、還付しない。

第8節 職員組織

(職 員)

第50条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、及びその他必要な職員を置く。

2 必要に応じ副学長を置くことができる。

(学長・副学長・学部長)

第51条 学長は、本学を代表し、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、学長が指示する校務を掌る。

3 学部長は、学長の下で、当該学部を統轄する。

(事務局)

第52条 本学に、事務局を置く。

第9節 教授会及び大学協議会

(教授会)

第53条 各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、専任教員（特任・特命教員を除く）をもって構成する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。

3 学長、副学長及び事務局長は、教授会に出席して意見を述べることができる。

4 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行なうに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) その他、教育・研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育・研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

7 教授会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(大学協議会)

第53条の2 大学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する事項は、別に定める。

第10節 奨学制度

(奨学金等)

第54条 本学は、学資金を貸与することがある。

2 奨学金の貸与に関する必要な事項は、別に定める。

第11節 公開講座

(公開講座)

第55条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第3章 改正及び細則

(改 正)

第56条 本学則の改正は、評議員会及び理事会で議決する。

(細 則)

第57条 本学則に規定するもののほか、本学則の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条第2項に規定する「3年次編入学定員」は、平成14年4月1日から施行する。

2. 第3条第2項に規定する収容定員は、平成14年までの間、次のとおりとする。

年 度	12年	13年	14年
収 容 定 員	190名	380名	590名

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、第3条第2項に規定する「3年次編入学定員」は、平成27年4月1日から施行する。

2. 第3条第2項に規定する収容定員は、平成27年までの間、次のとおりとする。

収 容 定 員	25年度	26年度	27年度
観 光 学 部	740名	680名	615名
国際交流学部	60名	120名	185名

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和5年4月 1 日から施行する。

2. 令和5年度より国際交流学部国際交流学科の次年度の入学生の募集を停止する。ただし、国際交流学部国際交流学科は当該学部学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程等については、従前によるものとする。

3. 令和7年度より国際交流学部国際交流学科の次年度の編入学生の募集を停止する。ただし、国際交流学部国際交流学科は当該学部学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程等については、従前によるものとする。

4. 第3条第2項に規定する定員は、令和7年までの間、次のとおりとする。

			令和5年度		
学部	学 科	収 容 定 員			
		入学定員	3 年 次 編入学定員	総 定 員	
観 光 学 部	観 光 学 科	190名	15名	610名	
国 際 交 流 学 部	国 際 交 流 学 科	0名	5名	190名	
令和6年度			令和7年度		
収 容 定 員			収 容 定 員		
入学定員	3 年 次 編入学定員	総 定 員	入学定員	3 年 次 編入学定員	総 定 員
190名	15名	670名	190名	20名	735名
0名	5名	130名	0名	0名	65名

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

別表2については、令和6年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1. 2025 年（令和 7 年）4 月 1 日以降に施行する規程等の年表記については、西暦を先に表記し、和暦を括弧書きで併記するものとする。

2. この学則は、2025 年（令和 7 年）4 月 1 日から施行する。